

## (夏休み雑感 ) 裁判員裁判の報道に触れて

学生時代に、当時まだ若い民事訴訟法担当の教員が、前後関係は忘れたが、講義の中で、あるとき、ひょいと「私自身が、どのような立場であれ、裁判の当事者になることは、まず一生ないだろう」との趣旨を語った。

罪を犯したりはしないから、刑事被告人にはならないと言うのならわからないでもないが、民事訴訟なども含めて、およそ裁判の当事者に一生ないだろうと、それを研究している学者が言うのを聞いて、とても奇異に感じたので、いまだに記憶している。

でも、50年も前の日本では、訴訟法学者はともかく、一般の人にとって、裁判なんて、およそ無縁のものだと感じられていたように思う。いや、現在でも、その点は、あまり変わっていないのではないか。だから、裁判への参加を、その意思とは無関係に、義務的に求める裁判員制度の導入には、かなり抵抗感が強い。

これまで、国民の司法権への参加と言えば、最高裁の裁判官の国民審査が、ほとんど唯一の機会であったが、これとても、不信任の場合には×をつけることを要求しながら、信任の場合には何も記入しないという、審査される裁判官側に圧倒的に有利な方式で、ほとんど有名無実化されていることは、周知のとおりである。

そもそも、わが国の憲法は国民を主権者としているのだから、立法、行政、司法の三権のいずれについても、国民が効果的にコントロールできる仕組みがなければならない。

ところが、これまで、国会で成立する立法のほとんどは、内閣提出のものであり、それらは関係する各省の官僚が原案を起草し、彼らが与党のいわゆる「族議員」に根回しをして、国会で成立させてきた。だから、政省令への委任規定や、所管大臣への権限付与規定などが多く、実際には官僚の裁量範囲が極めて広がっている。

しかも、法律の条文自体の解釈を、所管官庁の官僚が「有権解釈」とか「行政解釈」とかと称して行っているので、行政部内では地方の末端まで、この解釈が金科玉条とされてきた。一般国民は、行政庁を相手に訴訟を提起する勇気を通常は持たないので、文理的にはかなり無理のある官僚の解釈でも、そのまま、まかり通る。

たとえリスクを取って、裁判に訴えたとしても、職業裁判官という司法官僚が司法権を独占してきたので、ここでまた、官僚の壁に突き当たる。

今回実施された裁判員制度は、国民に権利を行使してもらおうというより、義務を履行させるというようなニュアンスが、制度設計や用いられている言葉の端々にまで色濃いので、先にも述べたとおり国民一般に抵抗感が強いのは無理からぬことだが、司法官僚の裁判独占に風穴を開けるという意味では、評価すべき面もある。

ただ、現在対象とされている裁判は、一定範囲の刑事裁判だが、むしろ、行政事件訴訟などにこれを適用するなら、国民の権利救済に大きな役割を果たすことが期待できるのではないか。徒に、裁判員制度の導入に否定的な態度をとるよりも、それを改善させる方向で、建設的批判をしていくほうが賢明なように思われる。